

【北九州市版】新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策まとめ（個人・世帯向け）

給付 <small>おのれ</small>	事業主の指示により休業した中小企業の労働者の方へ	※北 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業手当を受け取ることができない場合に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給 対象期間：令和2年10月～12月⇒（申請期間）令和3年 5月31日 ※（休業期間）令和3年 1月～ 4月⇒（申請期間）令和3年 7月31日	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL070-276-276 月～金 8:30～20:00 土日祝 8:30～17:15
	子育て世帯で家計が大変	※北 世帯所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	①対象者 (1)児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯） (2) (1)以外の住民税非課税の子育て世帯（その他所得の子育て世帯） ※給付額 児童一人当たり一律5万円	「子育て世帯生活支援特別給付金」窓口 各093-582-3500 8:30～17:00（平日のみ）
	離職、休業等で住居を失った、失うおそれがある	※北 住居確保給付金	家賃に対し、家賃実費支給（一市の基準額あり） 支給期間：原則3カ月（最長9カ月）	各区役所保健福祉課 8:30～17:15（平日のみ） 戸部／093-331-1887 小倉北／093-582-3478 小倉南／093-951-1025 若松／093-761-5078 八幡東／093-671-3022 八幡西／093-642-1334 戸部／093-671-0855
	失業・収入減で大学等の授業料が支払えない	※北 高等教育修学支援新制度 ※市 学生への応援給付金	対象：住民税非課税世帯・滞する世帯の学生 内容：授業料・入学金の免除／減額＋給付型奨学金の支給 対象：令和3（2021）年1月14日（緊急事態宣言再発令日）現在、北九州市内に所在する大学、短期大学、高等専門学校、専門学校及び日本語教育機関に在籍する学生（外国人留学生は除く） ※申請期間：令和3年5月7日 ※北九州市内に所在する大学等に在籍する学生の受付は、3/19（金）をもって締め切りました。	日本学生支援機構 奨学金相談センター TEL0570-668-301 9:00～20:00（土日祝日、年末年始を除く） 「北九州学生応援給付金コールセンター」 0570-085-074 ※5/14金曜日までの9時から17時（平日のみ）
	家計が急変して、市立小中学校等への就学が困難	※市 就学援助	対象：経済的理由により、北九州市立の小中学校又は福岡県立の小中学校への就学が困難である子どもとその保護者 内容：学用品等の給付の一部を援助	お子様の通学している各小・中学校 または教育委員会学事課教務係 TEL093-582-2378 8:30～17:00（平日のみ）
	療養のため仕事を休み、給与がもらえない	※市 療養手当の支給	対象：給与等の支払いを受けている国民健康保険料の加入者で、新型コロナウイルス感染症又は感染症が疑われることにより仕事を休み、給与等の支払いが受けられない場合 1日当たりの支給額＝（直近の継続した3月間の給与と収入の合計額÷労働に就いた日数×（2/3））×支給対象となる日数 内容：学用品等の給付の一部を援助	各区役所国民年金課 8:30～17:00（平日のみ） 8:30～19:00（木曜日のみ） 戸部／093-331-1832 小倉北／093-582-3480 小倉南／093-951-4110 若松／093-761-5951 八幡東／093-671-2859 八幡西／093-642-1332 戸部／093-681-2391
	旅行、外業に行きたい	※北 Go To ラベル ※北 Go To イート ※北 Go To イベント	【Go To ラベル】 全国において、一時停止期間を延長（一部、先行停止あり）。詳細はGo To ラベル事務局のHPでご確認ください。 ①25%のプレミアム付商品券の発行（上限：20,000円/回） ※返還期限は11月以降開始予定 ②オンライン予約利用によるポイント付与【数量：500円/券 夕長：1,000円】（上限：10,000円/1回の予約 10人分まで） 文化芸術やスポーツに関するイベントチケットの代金2割引（上限2,000円/枚）またはチケット代の2割相当分の会場等の施設等で利用できるクーポン付与	Go To Eat キャンペーン福岡事務局 TEL0570-550-138 10:00～17:00（平日のみ、ただし、12月30日から1月3日を除く） Go To イベント事業 お客様専用窓口 TEL0570-010-655 10:00～19:00（土日祝日を含む）
	収入が減って家計の維持が難しい	※北 個人向け緊急小口資金 ※北 個人向け総合支援資金	貸付上限：20万円以内 ※申請期間：令和3年6月30日 返済期間：1年以内、償還期間：2年以内 貸付上限：単身世帯は月15万円以内、2人以上の世帯は月20万円以内 ※申請期間：令和3年6月30日 貸付期間：原則3ヶ月以内、償還期間：1年以上、償還期間：10年以内	市社会福祉協議会 TEL093-682-4405 9:00～16:30（平日のみ） 市社会福祉協議会 TEL093-682-4405 9:00～16:30（平日のみ） 教育委員会学事課 TEL093-582-2378 8:30～17:15（平日のみ）
	失業・収入減で大学等の授業料が支払えない	※市 緊急貸付奨学金	一定の要件に該当する場合、無料まで奨学金を貸与 貸付期間：最大12ヶ月 返済期間：6ヶ月 償還期間：貸付期間の3倍の間以内	各区子ども家庭相談コーナー 戸部／093-332-0115 小倉北／093-583-0115 小倉南／093-951-0115 若松／093-771-0115 八幡東／093-681-0115 八幡西／093-642-0115
	ひとり親世帯で修学資金や生活資金を借りたい	※北 母子父子寡婦福祉資金貸付金	申請により、無利子又は低利子で利用できる（全12種類） ①償還期間：6か月～12か月 ②償還期間：3～20年以内	各区子ども家庭相談コーナー 戸部／093-332-0115 小倉北／093-583-0115 小倉南／093-951-0115 若松／093-771-0115 八幡東／093-681-0115 八幡西／093-642-0115

個人・世帯向け

貸付

給付

減免

給付

給付

雇用